

許可抗告申立書

2025（令和7）年10月3日

大阪高等裁判所 御中

申立人	手続代理人	弁護士	水	谷	陽	子
	同	弁護士	堀	江	哲	史
	同	弁護士	本	多	広	高
	同	弁護士	皆	川	洋	美
	同	弁護士	仲		晃	生
	同	弁護士	壽		彩	子
	同	弁護士	向	井	香	織

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

上記申立人に対する大阪高等裁判所令和7年（ラ）第■■■号性別の取扱いの変更申立却下審判に対する抗告事件について、同裁判所が令和7年9月25日に下し同年9月30日に送達を受けた棄却決定に対し、許可抗告の申し立てをする。

既婚を理由に法的性別取扱い変更を認めないのは違憲！「なんでうちらが離婚せなあかんの？」裁判
【メディア提供・CALL4 掲載用に個人情報や文献の引用箇所を適宜マスキング・省略しています】

第1 原決定の表示

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 許可抗告の趣旨

- 1 本件抗告を許可する。
- 2 原決定を破棄し、申立人の性別の取扱いを男から女に変更する。
との裁判を求める。

第3 許可抗告の理由

追って理由書を提出する。

以上